

高松市監査委員告示第28号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

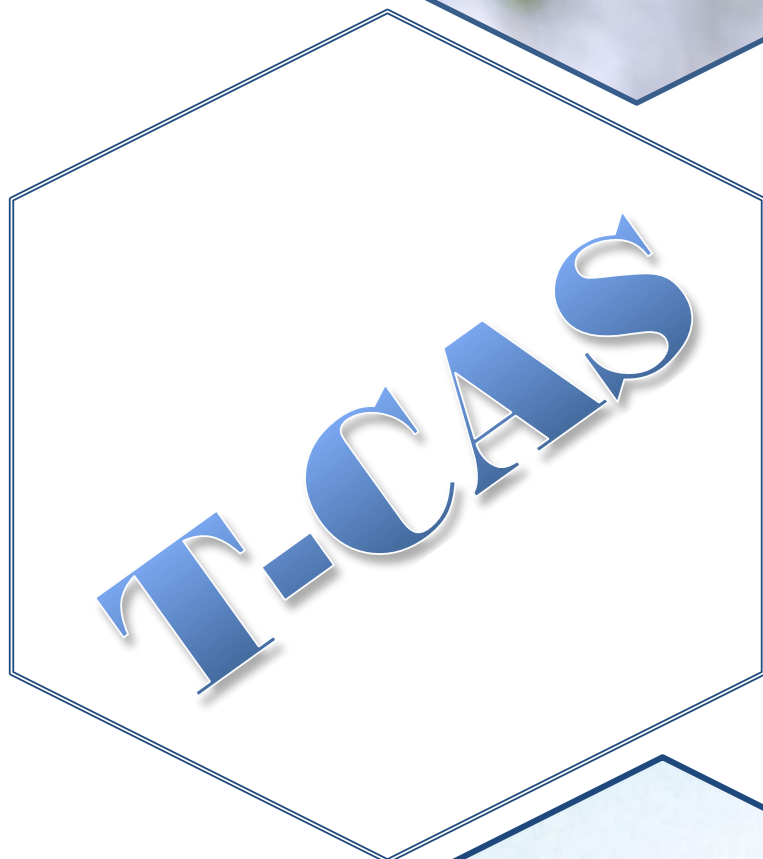
令和2年9月30日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	三	笠	輝	彦
同	橋	本	浩	之

監査結果に基づく 措置通知

(定期監査・行政監査)

(令和2年9月30日)



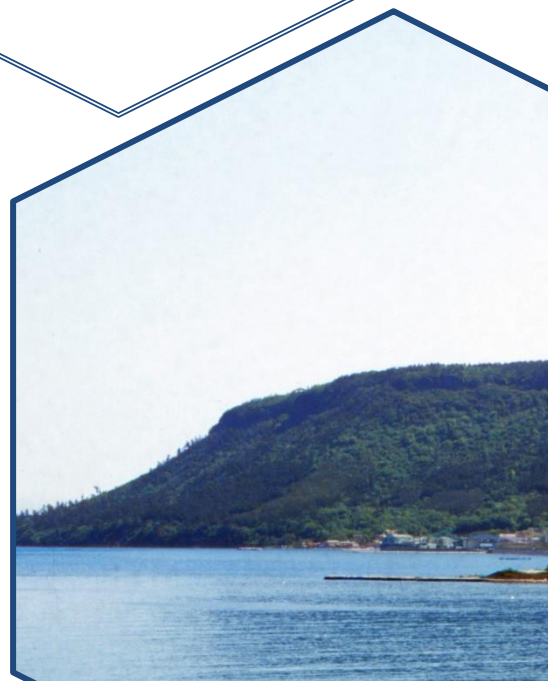
Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp



監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

R2.9.30

措置通知No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	H29	H29.6.30	第15号	意見	【重点】行財政改革計画の進行管理について（レンタサイクル事業の見直し）	P6	都市整備局	交通政策課	R2.8.24
2				意見	【重点】行財政改革計画の進行管理について（道路愛護団体による道路愛護の推進）	P6		道路管理課	R2.8.31
3	H30	H31.2.28	第1号	意見	【重点】補助対象経費の確認方法について	P9	健康福祉局	こども園総務課	R2.9.9
4				意見	【重点】行財政改革計画の進行管理について（公共交通空白地帯の解消）	P16	都市整備局	交通政策課	R2.8.21
5	R元	R2.2.28	第4号	指摘	【重点】行政財産の使用許可で、使用料を免除するに当たり、申請者から使用料減免申請書を徴していないもの又は徴していない明確な理由が示されていないもの	P24		都市整備局	下水道整備課
6				指摘	【重点】公園使用料の減免を受けるに当たり提出する「公園使用料減免申請書」に申請者の印鑑が押印されていないもの	P24	公園緑地課		R2.9.7
7				指摘	【重点】連帯保証人を立てさせない理由について、条番号のみを記載し、具体的な理由の記載がないものや、連帯保証人についての記載自体がないもの	P24	教育局	中央図書館	R2.8.31
8				指摘	【重点】行政財産の使用許可に当たり、許可期間が1か月以上のもは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの	P24			
9				指摘	【重点】行政財産の使用許可で、使用料を免除するに当たり、申請者から使用料減免申請書を徴していないもの又は徴していない明確な理由が示されていないもの	P24			
10				指摘	【重点】使用料の納期限について、高松市図書館条例第10条に定められた納期限を設定していないもの	P24			
11				意見	【重点】現金の保管方法について	P9			
12	意見	【重点】諸費の徴収及び管理方法について	P10						

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「平成29年度高松市監査実施計画」、「平成30年度高松市監査実施計画」及び「平成31年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成29年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成29年度の重点取組事項

(1) 行財政改革計画等の検証

第6次高松市総合計画（平成28年度～35年度）及び第7次高松市行財政改革計画（平成28年度～31年度）がスタートして、早2年目を迎えることから、総合計画の着実な推進をサポートするとともに新たな行財政改革の方向性を示す計画として位置付けられている、第7次高松市行財政改革計画に登載された28年度の実施工程（目標値）に対して、どのような進行管理の下に実施されたのかを検証する監査を実施する。

また、上記以外の計画等に登載された事務事業についても、その実績や効果を検証する。

《参考》平成30年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成30年度の重点取組事項

(1) 補助金交付事務について

補助金は、地方自治法の規定に基づいて、特定の事業、研究等を育成、助長するために本市が公益上必要であると認められた場合に支出するものであり、これまで行政目的を効果的かつ効率的に達成する上で、大きな役割を果たしてきたが、近年、その支出は長期化し既得権化する傾向を見せており、また、本市の財政状況も厳しい中、適正に執行していく必要がある。このような状況のもと、補助金交付事務については、これまで個別の定期監査を通じて監査委員の意見を付してきたが、本市の補助金制度に係る全庁的な問題点・課題を把握し、その改善案を提示することが市民にとって有用であることから、年度を通じ、全局を対象とした行政監査を実施する。

(3) 行財政改革計画の検証について

第7次高松市行財政改革計画（平成28年度～31年度）は、第6次高松市総合計画（平成28年度～35年度）の着実な推進をサポートするとともに新たな行財政改革の方向性を示す計画として位置付けられている。

平成29年度において、行財政改革計画に搭載された実施工程（目標値）について、どのような進行管理の下に実施されたのかを検証する監査を実施し、進捗状況に遅れが認められた監査対象局に対しては、監査委員の意見を付してきたが、2年で全局を一巡する監査計画であることから、30年度においても、引き続き、行財政改革計画に搭載された事務事業について、その実績や効果を検証する。

《参考》平成31年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成31年度の重点取組事項

(1) 準公金の管理について

準公金とは、公金（市の会計規則等の適用を受け管理される現金、預貯金、有価証券等）以外の現金等で、市からの補助等を受ける団体（実行委員会なども含む）のうち、市の職員が管理しているものであるが、公金でないため、その管理や経理事務等については、地方自治法及び高松市会計規則の適用がなく、財務監査（財政援助団体等監査を除く）や会計管理者の審査の対象外となっており、チェック体制が不十分であることから、公金と比較してリスクの高い事務になっている。

本市では準公金を管理・執行する所管課は多数あり、その取扱いも団体により異なっていることから、管理や事務執行の適正性はもとより、経済性・効率性・有効性（いわゆる3E）の観点から、平成31年度は行政監査として準公金の管理について、監査を実施する。

(2) 財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方自治体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

平成30年度において、土地・建物等の公有財産を中心に、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施し、監査対象局に対しては、監査委員の指摘や意見を付してきたが、2年で全局を一巡する監査であることから、平成31年度においても、引き続き同様の監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第15号	告示日	平成29年6月30日
区分	意見【重点】		
意見の項目	行財政改革計画の進行管理について（レンタサイクル事業の見直し）		
意見の内容	平成28年度において十分な成果を得られていない実施項目については、計画期間内において期待される効果を達成できるよう、平成29年度においては、実施工程を達成するための方策を見直すなどされたい。		
公表文該当 ページ	P6		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ihokokai/kansa/kekka/teiki.files/630z.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年8月24日
所管課等	都市整備局 交通政策課
措置結果	<p>本件意見については、レンタサイクルの利用促進と、イメージアップのため、平成26年度に公募により決定したレンタサイクルの新デザインを、令和元年度までに累計1,120台に塗装し、今後もさらに増台対応していく。</p> <p>また、今後は、民間事業者の動向を注視しながら、レンタサイクルの多様な在り方を踏まえ、市民を始め、外国から訪れる観光客なども手軽に利用できるよう、最新の情報通信技術を活用した利用申請や、キャッシュレス化などの導入も視野に、費用対効果も十分検証した上で、管理システム機器を更新するなど、引き続きレンタサイクルの利用を促進し、収入増を図ることとした。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第15号	告示日	平成29年6月30日
区分	意見【重点】		
意見の項目	行財政改革計画の進行管理について（道路愛護団体による道路愛護の推進）		
意見の内容	平成28年度において十分な成果を得られていない実施項目については、計画期間内において期待される効果を達成できるよう、平成29年度においては、実施工程を達成するための方策を見直すなどされたい。		
公表文該当 ページ	P6		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/lohokokai/kansa/kekka/teiki.files/630z.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年8月31日
所管課等	都市整備局 道路管理課
措置結果	本件意見については、平成30年度に国道及び県道において活動を行っている道路愛護団体に対し本市の制度についてPRを行ったほか、令和元年10月1日付けで、「たかまつマイロード実施要領」を改定し、清掃実施区間を緩和するなど、参加しやすい制度となるよう見直しを行ったことなどにより、計画期間内に12団体を新規認定する目標に対し、令和元年度末までに13団体を認定し、目標を達成し、道路愛護の推進を図った。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／健康福祉局		
告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
区分	意見【重点】		
意見の項目	補助対象経費の確認方法について		
意見の内容	実績報告書に添付する領収書等については、要綱に定めている補助対象経費に合致しているか適切に確認されたい。		
公表文該当 ページ	P9		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki310228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年9月9日
所管課等	健康福祉局 こども園総務課
措置結果	本件意見については、令和元年度下半期分から、保育用品等については、宛名や購入した品名が分かる領収書等の提出、また、人件費については、賃金台帳（支給明細書）の提出を求めることにより、要綱に定めている補助対象経費に合致しているかどうか、適切に確認するよう改めた。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
区分	意見【重点】		
意見の項目	行財政改革計画の進行管理について（公共交通空白地帯の解消）		
意見の内容	平成29年度において実施工程（目標値）の進捗状況に遅れの認められた実施項目については、計画期間内において実施工程を達成するための方策を見直すなどされた。		
公表文該当 ページ	P16		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ihokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki310228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年8月21日
所管課等	都市整備局 交通政策課
措置結果	本件意見については、平成30年度に公共交通空白地帯の解消に向けた取組を検討した結果、地域が主体となって運行するコミュニティバス等に対し、地域が取り組みやすく継続できるように補助制度を見直し、新たに試験運行補助制度を設けることとし、令和元年8月1日付けで「高松市コミュニティバス等試験運行事業補助金交付要綱」を施行した。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指摘【重点】		
指摘の項目	行政財産の使用許可で、使用料を免除するに当たり、申請者から使用料減免申請書を徴していないもの又は徴していない明確な理由が示されていないもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P24		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年8月24日
所管課等	都市整備局 下水道整備課
措置結果	本件指摘事項については、令和2年度の貸付手続きから、使用料免除申請書を徴さず使用料を免除する理由及び根拠条文（行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準8の3（3）ただし書）を決裁伺い文に記載するとともに、確実に事務引継ぎができるよう、業務マニュアルに記載し、課内で情報共有することとした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指摘【重点】		
指摘の項目	公園使用料の減免を受けるに当たり提出する「公園使用料減免申請書」に申請者の印鑑が押印されていないもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P24		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年9月7日
所管課等	都市整備局 公園緑地課
措置結果	本件指摘事項については、担当職員へ申請書類の確認の徹底を図るよう指導するとともに、係長会やリスクマネジメント会議などを活用して、管理職員をはじめとする全職員への注意喚起により、再発防止に努めることとした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／教育局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指摘【重点】		
指摘の項目	連帯保証人を立てさせない理由について、条番号のみを記載し、具体的な理由の記載がないものや、連帯保証人についての記載自体がないもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P24		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年8月31日
所管課等	教育局 中央図書館
措置結果	本件指摘事項については、令和2年4月1日付けで高松市公有財産事務取扱規則が改正され、行政財産の目的外使用申請において、連帯保証人を立てさせる必要がなくなったことから、令和2年度から連帯保証人に関する記載を行わないものとしたが、今後は、同規則等に基づき、適正に事務処理を行うこととした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／教育局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指摘【重点】		
指摘の項目	行政財産の使用許可に当たり、許可期間が1か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P24		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年8月31日
所管課等	教育局 中央図書館
措置結果	本件指摘事項については、行政財産の使用許可の期間が1か月以上のものは、直ちに行政財産使用許可台帳を作成するとともに、確実に事務引継ぎができるよう、業務マニュアルに記載し、館内で情報共有することとした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／教育局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指摘【重点】		
指摘の項目	行政財産の使用許可で、使用料を免除するに当たり、申請者から使用料減免申請書を徴していないもの又は徴していない明確な理由が示されていないもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P24		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年8月31日
所管課等	教育局 中央図書館
措置結果	本件指摘事項については、令和2年度から、減免を希望する全ての者から減免申請書を徴し、適正に事務処理を行うこととした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／教育局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指摘【重点】		
指摘の項目	使用料の納期限について、高松市図書館条例第10条に定められた納期限を設定していないもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P24		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年8月31日
所管課等	教育局 中央図書館
措置結果	本件指摘事項については、令和2年4月1日から、行政財産の使用許可に関する使用料の徴収に当たっては、高松市図書館条例やその他関係法令等において定められた納期限を設定し、適正に事務処理を行うこととした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／健康福祉局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	意見【重点】		
意見の項目	現金の保管方法について		
意見の内容	現金で徴収した諸集金は、金庫で保管するなど、適切な管理を徹底されたい。		
公表文該当 ページ	P9		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年9月1日
所管課等	健康福祉局 こども園運営課
措置結果	<p>本件意見については、令和2年3月16日の「保こ幼所長・園長・副園長研修会」において、所長・園長に対し、現金を保管する場合は、常に保管場所の施錠を徹底するよう周知した。</p> <p>また、金融機関が近く、口座への入金による対応が可能な施設においては、通帳での管理に改めたほか、現金の取り扱いを継続する施設については、金融機関の遠い施設から順次、金庫を購入（令和2年3月現在で9施設に購入）し、今後も追加購入するなど、適切な現金の管理を徹底することとした。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／健康福祉局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	意見【重点】		
意見の項目	諸費の徴収及び管理方法について		
意見の内容	保育所、幼稚園、認定こども園での諸費の取扱い状況を確認し、適正な管理体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P10		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年9月1日
所管課等	健康福祉局 こども園運営課
措置結果	本件意見については、口座振替を行っている施設を参考に検討した結果、保育施設においては、限られた職員数の中で、保育時間中に金融機関での出金業務を行うことが困難な状況があることから、口座振替は難しいため、現行どおりとするが、こども園移行時には口座振替へ変更するほか、現金を取り扱う施設においては金庫で保管するなど、管理を徹底することとした。